



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施 (二十一件) ……一
- ……(都市整備局都市基盤部調整課) ……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 ……四
- ……(環境局環境改善部化学物質対策課) ……四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請 ……五
- ……(生活文化局都民生活部管理法人課) ……五
- 特定非営利活動法人の認定 ……六
- ……(同) ……六
- 開発行為に関する工事完了 ……七
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……七
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定 (下水道局) ……七
- ……(下水道局) ……七
- 平成二十八年度危険物取扱者保安講習の実施 ……七
- ……(東京消防庁) ……七

告示

●東京都告示第千五百五十七号
 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区江北四丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月一日から平成二十八年十月三十日まで

●東京都告示第千五百五十八号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、第一市街地整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量 (四級基準点測量及び出来形確認測量等)
- 三 測量の区域 江東区有明一丁目、有明二丁目及び東雲二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月一日から平成二十八年十月三十一日まで

●東京都告示第千五百五十九号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、杉並区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 杉並区
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量)
- 三 測量の区域 杉並区地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月二十五日から平成二十九年二月二十八日まで

●東京都告示第千五百六十号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量 (用地測量)
- 三 測量の区域 板橋区中台一丁目及び中台二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月八日から平成二十九年二月三日まで

●東京都告示第千五百六十一号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 八王子市
 二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)
 三 測量の区域 八王子市打越町地内
 四 測量の期間 平成二十八年七月十一日から平成二十八年九月三十日まで

●東京都告示第千五百六十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、町田市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 町田市
 二 測量の種類 公共測量(数値図化(同時調整含む))
 三 測量の区域 町田市地内
 四 測量の期間 平成二十八年六月十六日から平成二十九年三月二十二日まで

●東京都告示第千五百六十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江戸川区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 江戸川区
 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 江戸川区地内
 四 測量の期間 平成二十八年七月一日から平成二十九年三月十日まで

●東京都告示第千五百六十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八丈町長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 八丈町
 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
 三 測量の区域 八丈島八丈町中之郷地内
 四 測量の期間 平成二十八年七月四日から平成二十九年二月二十八日まで

●東京都告示第千五百六十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八丈町長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 八丈町
 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
 三 測量の区域 八丈島八丈町大賀郷地内
 四 測量の期間 平成二十八年七月十五日から平成二十九年二月九日まで

●東京都告示第千五百六十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、稲城上平尾土地区画整理組合理事長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 稲城上平尾土地区画整理組合
 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
 三 測量の区域 稲城市平尾地内
 四 測量の期間 平成二十八年八月一日から平成二十八年九月三十日まで

●東京都告示第千五百六十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 練馬区
 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
 三 測量の区域 練馬区豊玉南一丁目、豊玉南二丁目、豊玉南三丁目、豊玉中一丁目、豊玉中二丁目、豊玉北二丁目、豊玉北三丁目、豊玉北四丁目及び豊玉上二丁目各地内
 四 測量の期間 平成二十八年八月十日から平成二十八年九月三十日まで

●東京都告示第千五百六十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八丈町長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 八丈町
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量及び三級基準点測量)
- 三 測量の区域 八丈島八丈町末吉(町道ねぎばな水壺線)地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月一日から平成二十九年二月二十八日まで

●東京都告示第千五百六十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中野区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 中野区
- 二 測量の種類 公共測量(数値撮影(デジタル))
- 三 測量の区域 中野区地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月二十五日から平成二十九年二月二十八日まで

●東京都告示第千五百七十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、新宿区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 新宿区
- 二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)
- 三 測量の区域 新宿区西早稲田二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月十日から平成二十九年三月十日まで

●東京都告示第千五百七十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区赤羽西一丁目及び赤羽西四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月二十二日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第千五百七十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区上中里二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月三十日から平成二十九年三月十七日まで

●東京都告示第千五百七十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区王子本町一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月二十六日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第千五百七十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条

第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 北区志茂一丁目、志茂二丁目、田端一丁目、田端二丁目、田端三丁目、田端四丁目、田端五丁目及び田端六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月一日から平成二十九年三月十日まで

●東京都告示第千五百七十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(地籍調査)
- 三 測量の区域 府中市美好町二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月十日から平成二十九年三月三日まで

●東京都告示第千五百七十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、杉並区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 杉並区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 杉並区阿佐谷北二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月十五日から平成二十八年十一月三十日まで

●東京都告示第千五百七十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区佐野一丁目及び六木二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月十六日から平成二十九年三月十五日まで

●東京都告示第千五百七十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

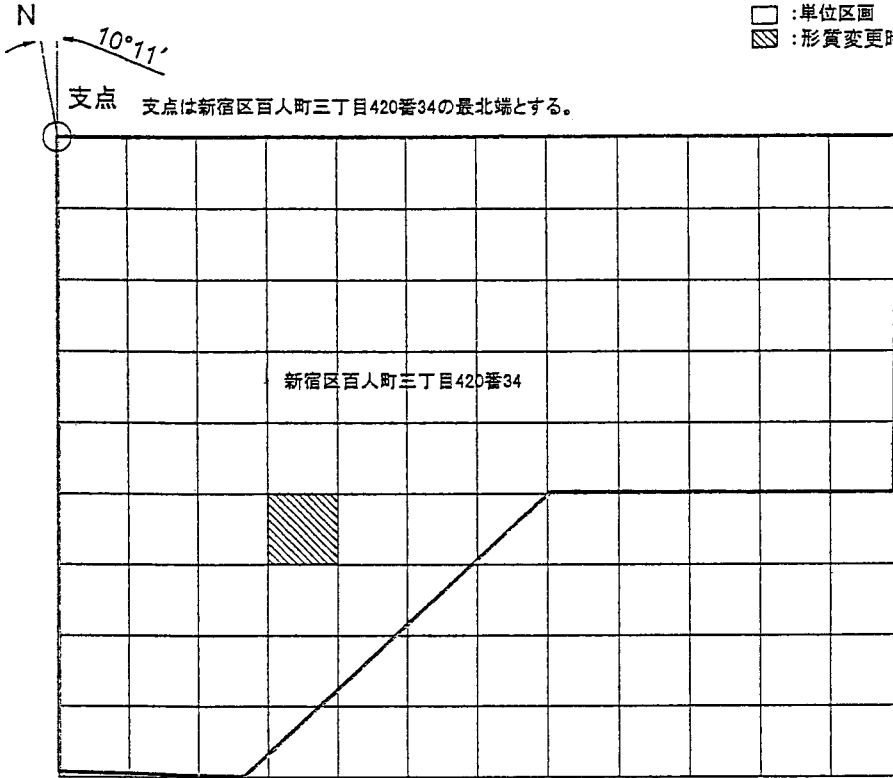
平成二十八年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区百人町三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物

別図

- 凡例
- : 敷地境界
 - : 単位区画
 - ▨ : 形質変更時要届出区域



格子の回転角度(10° 11′)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年九月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ぴーなっつハウス

三 代表者の氏名

原田 靖彦

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市八幡町三丁目八番二十三号 カーサ井

口

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、地域で孤立している障がいのある方や高齢者又はその他保護を必要とする方を取巻く環境改善のため、当法人の職員連携のもと、障がいのある方が参加できる日常生活が困難な方へのお買い物代行サービスや見守り及び保護や支援、そ

の他目的を達成するために必要な活動を行うと同時に、障がいのある方への行事参加や自立を後押しし、地域の福祉と生活環境の改善に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わだつみのこえ記念館

三 代表者の氏名

岡安 茂祐

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷五丁目二十九番十三号 赤門アビタ

シオン一階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、徴兵・学徒出陣・特攻等の戦争の事実の伝承と、戦地・内地・疎開・空襲等の戦争体験の継承に関する資料を収集し展示して、戦争の悲劇と平和の大切さを訴え、平和の推進と国際交流と社会教育の推進に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本モダンアートトラスト

三 代表者の氏名

荒川 眞一郎

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の伝統的美学を踏襲し、且つモダンな芸術を創作する人々に対して活動支援をする事業を行い、誰もがこういった芸術に触れる機会を設けるために常設ギャラリーを運営し、人材の育成と健全で文化的な社会の醸成を目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本経営倫理士協会

三 代表者の氏名

小熊 征人

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麴町四丁目五番地四 桜井ビル三階

五 定款に記載された目的

この法人は、企業および諸組織団体(NPOも含む)、一般市民に対して、経営倫理士資格取得講座に関する事業、経営倫理に関するシンポジウム・セミナースクール等の開催及び調査・研究事業、会報紙発行による普及・啓発事業を行い、受益者の健全な経営倫理の育成と普及、経営倫理活動推進者の育成を目指し、併せて日本の産業・経済の発展に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なないろの会

三 代表者の氏名

佐藤 美佐

四 主たる事務所の所在地

東京都調布市富士見町四丁目三十番地二十

五 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害のある人々に対して、適切な介護、健全な育成、社会性の取得をはかり、自立を支援するとともに、障害のある人々の家庭や周辺の人々を物理的、精神的に支える環境を整備する為の事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与する事を目的とする。
(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。
平成二十八年九月十三日

一 名称 東京都知事 小 池 百合子

二 特定非営利活動法人腎臓病早期発見推進機構

三 代表者の氏名

高橋 進

四 主たる事務所の所在地

<p>東京都千代田区九段南四丁目六番九号 四 認定の有効期間 平成二十八年七月十四日から平成三十三年七月十三日まで</p> <p>開発行為に関する工事の完了について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成二十八年九月十三日 東京都多摩建築指導事務所長 金子 博</p> <p>開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 住所及び氏名 西多摩郡日の出町大字平井字 青梅市新町七丁目十六番地 塩田二千九百三十四番三から の十 同番十二まで、二千九百三十 松本建設株式会社 代表取締役 松本 良哲 五番四から同番八まで及び二 千九百三十七番三</p> <p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について 東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。</p> <p>平成二十八年九月十三日 東京都下水道局長 石 原 清 次</p> <p>一 指定した事業者</p>	<p>指定番号 五三六四 五三六五 五三六六 五三六七</p> <p>商号又は 名称 株式会社 P I N E I N E T 株式会社 F A S 森井工業 所</p> <p>代表者 岡田 祥 小林 務 小形 晃弘 寺井 寛之</p> <p>事業所所在地 新宿区新宿二丁目十八番五号 第二成光ビル五階 港区西新橋二丁目十番六号 伊藤ビル一階一〇二号室 練馬区桜台二丁目四十三番三号 江戸川区南小岩五丁目二十一番十一一〇八号 アルファグランド南小岩</p> <p>二 指定年月日 平成二十八年九月一日</p> <p>平成28年度危険物取扱者保安講習の実施について 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。</p> <p>平成28年9月13日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 講習区分及び受講対象者 (1) 講習区分 全区分 (2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>2 講習の実施日時及び実施場所</p>	<p>(1) 実施日時 平成28年10月28日（金曜日）午後1時から午後5時15分まで (2) 実施場所 東京消防庁八王子消防署 八王子市上野町33番地</p> <p>3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所 (1) 受付期間 平成28年9月20日（火曜日）から同年10月21日（金曜日）まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日を除く。） (2) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで (3) 受付場所 都内（稲城市の区域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所 4 問合せ先 (1) 都内（稲城市の区域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所 (2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945） 5 その他 受講申請書は、各受付場所で配布する。</p>
---	---	---

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001